

学生の皆さまへ

大学健康管理センター長

インフルエンザへの対応について（通知）

厚生労働省及び文部科学省より、新型インフルエンザ（A/H1N1）については、本年4月1日以降、通常の季節性インフルエンザへの対応に切り替える旨の通知がありました。しかし、季節性インフルエンザであっても、集団感染の発生や流行拡大の予防が重要であることから、本学において下記のとおり対応することとします。つきましては、今後の動向に注意し、感染予防のため健康管理に十分留意するようお願いいたします。

なお、本学附属病院は特定機能病院ですので、インフルエンザ様症状での受診は控えて下さい。

記

1 感染が疑われる場合の対応

- (1) 急な発熱・咳・のどの痛みなどのインフルエンザ様症状が出現した場合は、登校せず、本学附属病院以外の最寄りの医療機関で受診すること。
- (2) インフルエンザ又は疑似患者と診断された場合には、直ちに学生課へ連絡すること。
- (3) 解熱後2日間は自宅療養とし、出席停止とする。

2 感染予防等の措置

- (1) インフルエンザ感染防止のため、手洗い・うがいを徹底すること。
なお、学内各所に消毒液を配置しているので積極的に利用すること。
- (2) 集団感染した場合は、学年閉鎖・学部閉鎖・全学休校の措置を執ることもありえる。これらに関する情報は大学のホームページ等でお知らせするので、ホームページ等の情報に注意すること。
- (3) インフルエンザ感染に備え、一人暮らしの学生にあつては、3日間程度の食料品・生活必需品を備蓄しておくことが望ましい。

3 実習で本学附属病院内に入る場合等の対応

- (1) 病院に入る前に体調不良であれば、登校せず、実習担当教員及び学生課へその旨連絡をし、本学附属病院以外の最寄りの医療機関を受診すること。受診の結果、インフルエンザ又は疑似患者と判断された場合には、直ちに学生課へ連絡すること。解熱後2日間は自宅療養とし、出席停止とする。
- (2) 実習中に体調不良となった場合には実習担当教員及び学生課へその旨連絡をし、速やかに帰宅して、本学附属病院以外の最寄りの医療機関を受診すること。受診の結果、インフルエンザ又は疑似患者と判断された場合には、直ちに学生課へ連絡すること。解熱後2日間は自宅療養とし、出席停止とする。
- (3) 実習期間中に発症者と濃厚接触した学生については、接触後7日間は健康状態について経過観察（朝夕の体温測定等）を行いながら実習を継続し、この期間中はサージカルマスクを常時着用すること。症状が出現した場合は、医療機関を受診すること。インフルエンザ又は疑似患者と判断された場合には、直ちに学生課へ連絡し、解熱後2日間は自宅療養とし、出席停止とする。
- (4) 本学附属病院以外の医療機関等での実習中の対応については、当該実習医療機関等の指示に従うこと。

「連絡先」 学生課 : 024-547-1093

（ 問い合わせ先 学生課入試係 野村 ）